

## 呉市地域公共交通協議会分科会設置規程の一部改正について（協議事項）

呉市地域公共交通計画（仮称）の策定にあたり，呉市の現状や国の政策動向を踏まえ，次期計画の基本理念及び基本方針，実施事業等を検討するため，呉市地域公共交通協議会規約第9条の規定に基づき，新たな分科会を設置します。

それに伴い，呉市地域公共交通協議会分科会設置規程の一部を改正するものです。

（現行）

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
呉広島空港線運行 実行委員会	バス路線「呉広島空港線」の運行計画の検討，運行事業者への支援及び広報活動等に関すること

（改正後）

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
呉広島空港線運行 実行委員会	バス路線「呉広島空港線」の運行計画の検討，運行事業者への支援及び広報活動等に関すること
呉市地域公共交通 計画検討委員会	呉市地域公共交通計画（仮称）の基本理念及び基本方針，実施事業等に関すること

（参考）

呉市地域公共交通計画検討委員会委員名簿（案）

（順不同）

区分	団体名	所属・職名等
構成委員	(公社)広島県バス協会	代表者又はその指名する者
	広島電鉄(株)	
	瀬戸内産交(株)	
	(一社)広島県タクシー協会	呉支部長
	学識経験者	会長が指名する者
	国土交通省中国運輸局	広島運輸支局の職員
	広島県	地域政策局交通対策担当の職員
	呉市	都市部長

(案)

呉市地域公共交通協議会分科会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第9条第2項の規定に基づき、呉市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第2条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、規約第3条の委員の中から会長が指名する者及びその他協議会が必要と認めた者とする。

(分科会長)

第4条 分科会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、分科会を代表し、会を掌握する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員（代理人を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から資料を提出させ、又は当該者に会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は規約第11条の規定による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

付 則

この規程は、平成25年2月22日から実施する。

付 則

この規程は、令和5年3月 日から実施する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
呉広島空港線運行実行委員会	バス路線「呉広島空港線」の運行計画の検討、運行事業者への支援及び広報活動等に関すること
呉市地域公共交通計画検討委員会	呉市地域公共交通計画（仮称）の基本理念及び基本方針、実施事業等に関すること

(案)

呉市地域公共交通計画検討委員会委員名簿

(順不同)

区分	団体名	所属・職名等
構成委員	(公社)広島県バス協会	代表者又はその指名する者
	広島電鉄(株)	
	瀬戸内産交(株)	
	(一社)広島県タクシー協会	呉支部長
	学識経験者	会長が指名する者
	国土交通省中国運輸局	広島運輸支局の職員
	広島県	地域政策局交通対策担当の職員
	呉市	都市部長